

小山市脱炭素地域づくりロードマップ策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

小山市は、脱炭素と自然共生を同時に推進するために、「ゼロカーボンシティ&ネイチャーポジティブ」を令和5年10月に宣言したところである。

この宣言の施策実行に向けて、市域における脱炭素社会の実現を目指したロードマップを策定するとともに、市内の一部エリアについて「脱炭素先行地域」として重点的にエネルギー施策を推進する戦略(計画書)の策定支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための各種手続き、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

※本事業は、「令和6年度小山市一般会計予算(令和6年2月小山市議会定例会)」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。令和6年4月からの円滑な事業スタートのため、予算成立前に公募を行います。予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない旨をご了承ください。

2. 業務名称

小山市脱炭素地域づくりロードマップ策定支援業務委託

3. 業務内容

別紙「小山市脱炭素地域づくりロードマップ策定支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

4. 委託期間

契約締結日から令和7(2025)年3月31日(月)まで

5. 提案上限額

25,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。また、提案価格を提出する際は、上記上限額を超えてはならない。

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 小山市物品購入等入札参加有資格者名簿(営業種目:行政,都市,環境いずれかのコンサルティング)に登録していること。ただし、企画提案書の提出時点において資格者名簿に登録をしていない場合には、令和6(2024)年3月6日(水)までに本業務に係る参加資格審査申請書等必要書類を提出し、正式に受理された場合は参加資格を有するものとする。
- (2) 地方公共団体の脱炭素先行地域計画策定などの類似業務を受託し、完了した

実績を有すること。

- (3) 仕様書に基づく本業務を履行するために必要な業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、かつ本業務を円滑に、確実に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく再生手続開始の申立、または、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (7) 参加申込書等の提出日から契約締結時までのいずれの日においても、小山市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団、又は参加事業者の役員が、同条第 6 号に掲げる暴力団員である事業者及びそれらの利益となる活動を行なう者でないこと。
- (9) 小山市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 6 条、第 12 条及び第 13 条の規定に違反しない者であること。
- (10) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。

7. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。（なお、都合により変更する場合がある。）

実施要領等の公表・質問書受付開始	令和 6(2024)年 2 月 22 日（木）
質問書受付期限	令和 6(2024)年 2 月 29 日（木）正午必着
質問書に対する回答	令和 6(2024)年 3 月 4 日（月）
参加表明書・企画提案書の受付期間	令和 6(2024)年 3 月 21 日（木）午後 5 時必着
企画提案書の審査	令和 6(2024)年 3 月 22 日（金）～3 月 26 日（火）
審査結果の通知	令和 6(2024)年 3 月 27 日（水）
契約締結	令和 6(2024)年 4 月下旬

8. 実施要領の公表

公告及び小山市ホームページで公表する。

[小山市ホームページ <http://www.city.oyama.tochigi.jp/>]

9. 質問及び回答

質問書等の提出に関する質問は、次により行うこと。

(1) 質問方法

質問書（様式5）に質問内容を記載し、電子メールにより提出すること。

※電子メールの件名は、「脱炭素に係る計画等策定業務委託に関する質問（事業者名）」とし、メール送信後には速やかに電話（0285-22-9277）でメールの到着を確認すること。

(2) 受付期間

令和6(2024)年2月22日（木）から2月29日（木）正午まで（必着）

(3) 提出先

小山市 総合政策部 ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係

電子メールアドレス d-zeroarbon*city.oyama.tochigi.jp

（セキュリティ上、*を@と読み替えること）

(4) 回答方法

質問事項に対する回答については、令和6(2024)年3月4日（月）に小山市公式ホームページに掲載し、個別回答は行わない。ただし、公表することが適切でないと判断される質問については回答しない場合もある。また、回答に対する再質問は受け付けない。

10. 参加表明書・企画提案書等の提出方法及び提出書類

参加表明書・企画提案書等の提出は、次により行うこと。

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
①参加申込書兼誓約書	様式1	
②会社概要書	様式2	正本には、会社パンフレット等、会社の概要がわかるものを併せて提出すること
③業務実績書	様式3	平成31（令和元）年度から令和5年度の実績を記載すること
④業務体制表	様式4	
⑤企画提案書	任意様式	A4サイズで作成すること
⑥見積書	任意様式	積算内訳を記載すること

※指定様式は、市公式ホームページ（<https://www.city.oyama.tochigi.jp>）から取得すること。

(2) 提出部数

①正本（上記(1)①～⑥） 1部（代表者印を押印したもの）

②副本（上記(1)②～⑥） 10部（会社等住所・商号・代表者氏名、社名ロゴ等が無記入で押印していないもの）

③CD-R または DVD-R 1枚（上記①～⑥の電子データを格納したもの）

(3) 提出方法

令和6(2024)年3月21日（木）午後5時まで（必着）に以下の方法のいずれかにより提出すること。

- ・持参（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）
 - ・郵送（簡易書留又はレターパックプラスで提出、期限必着）
- (4) 提出先

〒323-8686 栃木県小山市中央町1-1-1 市役所6階
小山市 総合政策部 ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係

11. 企画提案書等の取り扱い

- (1) 本プロポーザルに係る企画提案は、1事業者につき1提案とする。
- (2) 提出された企画提案書等は本プロポーザルにのみ使用するものとし、公表は行わない。
- (3) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加停止措置を行うことがある。
- (6) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に保護された第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (7) 提出期限後の企画提案書等の修正または変更は、一切認めない。

12. 選定方法

(1) 書類審査

提出書類に対し、本市が設置する審査委員会において、別表の「評価基準」により審査を行い、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者が契約締結までに参加資格を失った場合は、次順位である事業者を優先交渉権者に選定する。

(2) 審査結果

(1)の審査結果は、令和6年3月27日（水）に小山市ホームページ上にて公表するとともに、全ての企画提案者へ電子メールにて通知する。

なお、選考結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

13. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用（作成及び郵送費等）は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案書等、本プロポーザルに係る全ての提出物は返却しない。
- (4) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (5) 審査結果（参加者名、点数、順位）は公表する。ただし、優先交渉権者及び次点交渉権者以外の参加者名は公表しない。

(6) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①参加資格の要件を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③見積書が委託料の提案上限額を超えている場合
- ④選定の公平性を害する行為があった場合
- ⑤その他、著しく信義に反する行為があった場合

14. 事務局

小山市 総合政策部 ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係

住所：〒323-8686 栃木県小山市中央町1-1-1 市役所6階

電話：0285-22-9277

電子メール：d-zeroarbon*city.oyama.tochigi.jp

(セキュリティ上、*をアットマークに読み替えること)